新潟労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

新潟労働局長　吉松　美貞

第４号中「１時間786円」を「１時間791円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間791円」を「１時間800円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府自動車（新車）小売業最低賃金（平成12年京都労働局最低賃金公示第９号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

京都府自動車（新車）小売業最低賃金

１　適用する地域　京都府の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　自動車（新車）小売業

⑵　⑴に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑶　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴に掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの。ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は賄いの業務

ロ　洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務

ハ　受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間754円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

京都労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間824円」を「１時間829円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間820円」を「１時間825円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間830円」を「１時間834円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府各種商品小売業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

京都労働局長　小池　國光

第４号中「１時間772円」を「１時間776円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間798円」を「１時間802円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間734円」を「１時間738円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間696円」を「１時間699円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 18 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間753円」を「１時間760円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。